

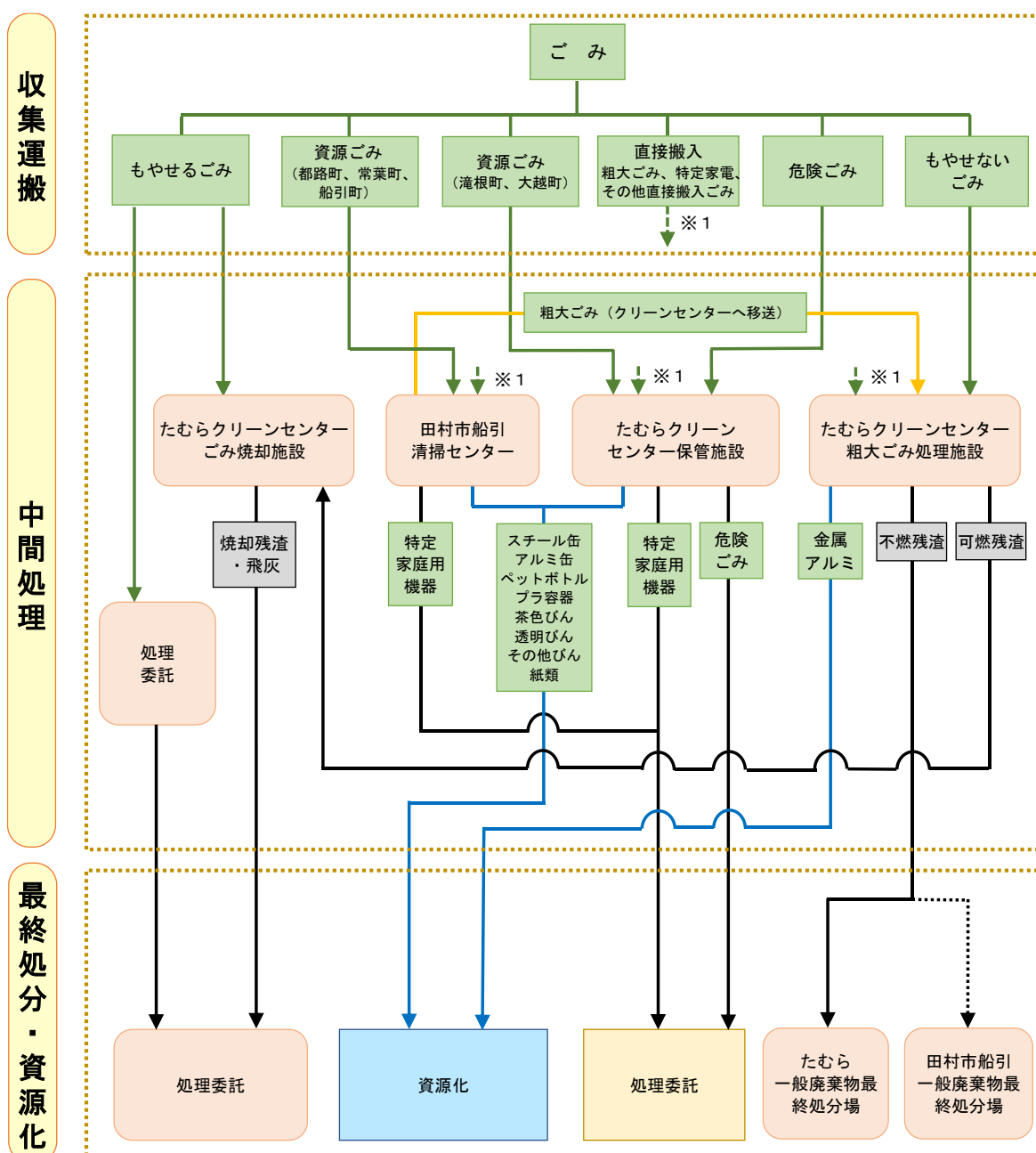
## ごみ処理の現状と課題について

### 1. ごみ処理の現状

#### 1) ごみ処理体系

##### (1) 令和6年1月までのごみ処理体制

もやせるごみはたむらクリーンセンター（ごみ焼却施設）で焼却処理又は処理委託し、焼却残渣は処理委託しています。もやせないごみ及び粗大ごみは、たむらクリーンセンター（粗大ごみ処理施設）で選別・破碎後、金属等の有価物は民間事業者で資源化、可燃残渣はたむらクリーンセンター（ごみ焼却施設）で焼却処理、不燃残渣はたむら一般廃棄物最終処分場にて埋立処分しています。また、資源ごみは、たむらクリーンセンター又は田村市船引清掃センターで保管後、民間事業者で資源化又は処理委託しています。



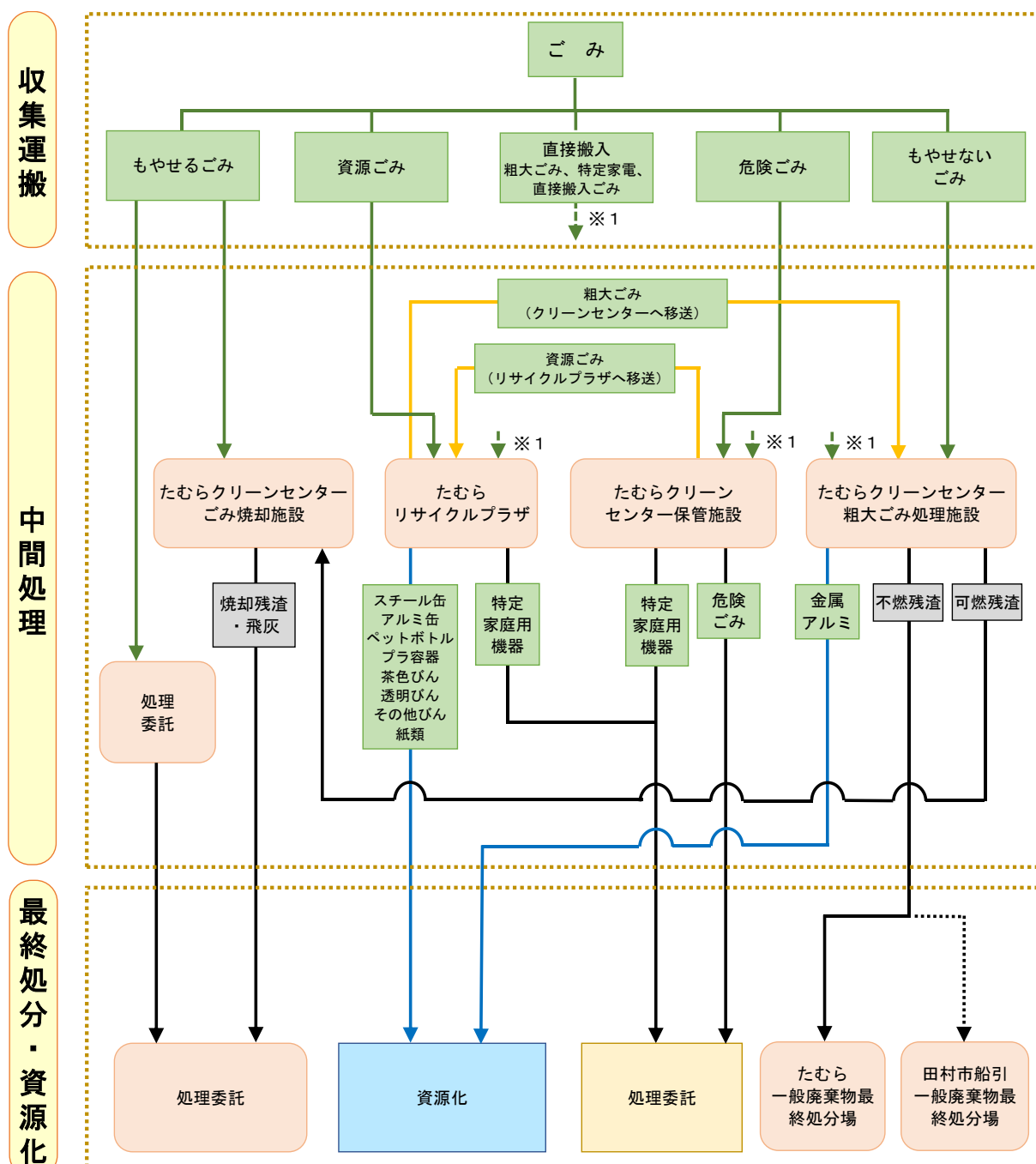
※1：粗大ごみ、特定家庭用機器、その他直接搬入ごみの搬入先はたむらクリーンセンターか田村市船引清掃センターのどちらでも可。ただし、事業系一般廃棄物については許可を受けた施設となる。

図1 令和6年1月までのごみ処理体系

(2) 令和6年2月以降のごみ処理体制

令和6年2月以降のごみ処理体制を図2に示します。

令和6年2月のたむらリサイクルプラザの供用開始後は、直接搬入ごみを除く、全ての資源ごみをたむらリサイクルプラザに収集し、かん類、ペットボトル、容器包装プラスチック類については、選別、圧縮処理後、民間事業者へ引き渡し資源化します。また、たむらクリーンセンターに搬入された資源ごみの直接搬入分は、たむらリサイクルプラザへ移送し、上記と同様の処理を行います。



※1: 粗大ごみ、特定家庭用機器、その他直接搬入ごみの搬入先はたむらクリーンセンターか田村市船引清掃センターのどちらでも可。ただし、事業系一般廃棄物については許可を受けた施設となる。

図2 令和6年2月以降のごみ処理体系

## 2) ごみ排出量

### (1) ごみ総排出量

ごみ総排出量の実績を表 1 及び図 3 に示します。

ごみ総排出量は、平成 25 年度以降減少傾向にあります。

表 1 ごみ総排出量の実績

(単位：t/年)

	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
ごみ総排出量	11,832	11,841	11,751	11,622	11,540	11,454	10,998	11,131	10,891	10,488
生活系ごみ排出量	7,840	7,983	8,004	7,896	7,949	8,025	7,978	8,231	7,835	7,613
事業系ごみ排出量	3,992	3,858	3,747	3,726	3,591	3,429	3,020	2,900	3,056	2,875

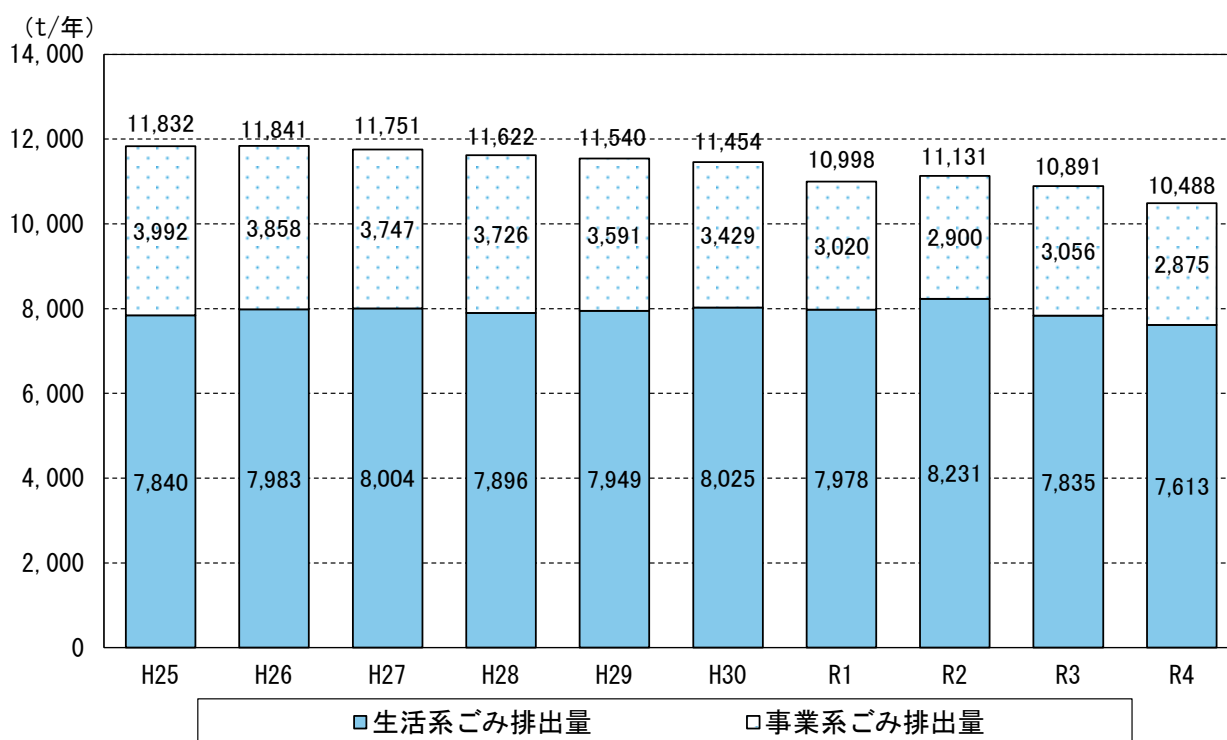


図 3 ごみ総排出量の実績

(2) ごみ種類別排出量

ごみ種別排出量の実績を表 2 及び図 4 に示します。

ごみ種類別では、もやせるごみの割合が多く、もやせるごみ量及び集団資源回収量は経年的に減少傾向にあります。

表 2 ごみ種別排出量の実績

(単位：t/年)

	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
ごみ総排出量	11,832	11,791	11,705	11,622	11,540	11,454	10,998	11,131	10,891	10,488
もやせるごみ	9,634	9,602	9,602	9,658	9,533	9,432	8,994	8,772	8,758	8,365
もやせないごみ	495	500	486	433	426	405	427	655	512	512
資源ごみ	1,228	1,141	1,071	1,009	1,018	1,077	1,066	1,217	1,184	1,161
粗大ごみ	119	181	183	176	189	183	217	276	258	275
危険ごみ	16	15	19	17	18	20	19	22	20	21
集団資源回収	340	352	344	329	356	337	275	189	159	154

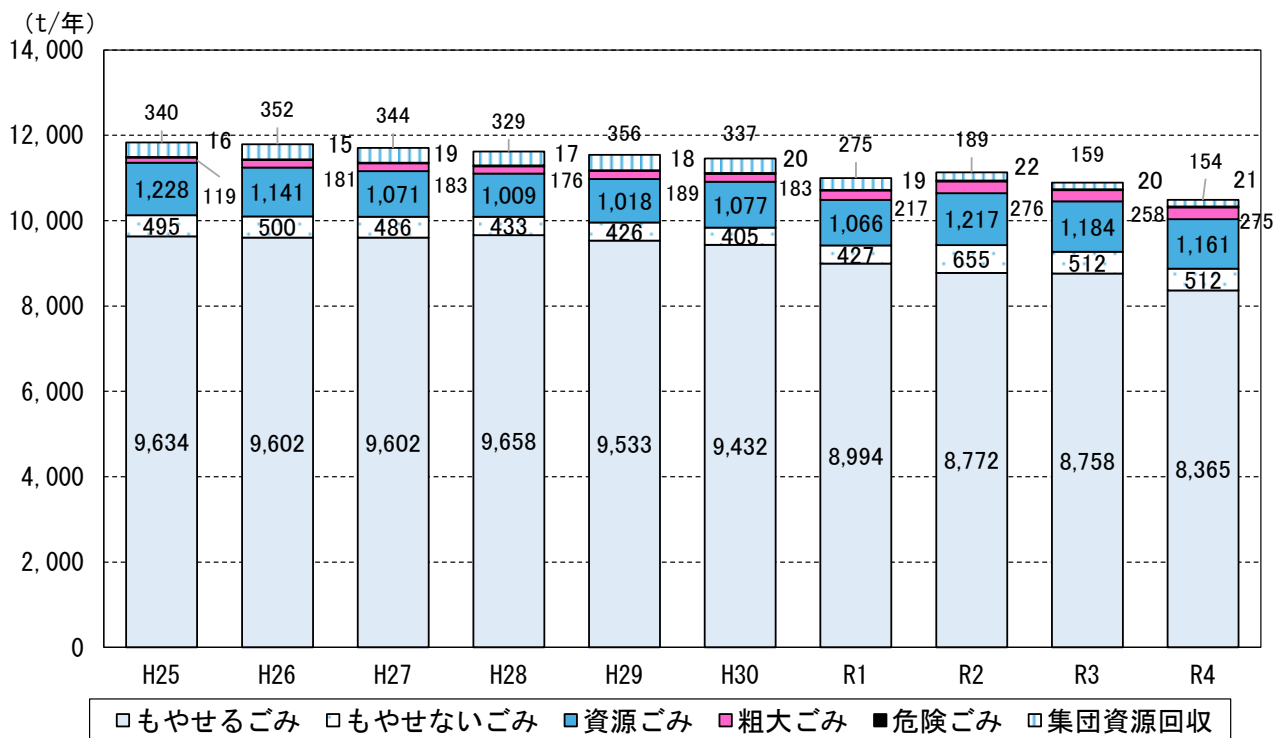


図 4 ごみ種別排出量の実績

(3) 生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量の実績を表 3 及び図 5 に示します。

令和 4 年度における生活系ごみ排出量は、7,613 t/年となっており、平成 25 年度以降増減を繰り返しています。

表 3 生活系ごみ排出量の実績

(単位：t/年)

	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
生活系ごみ排出量	7,840	7,983	8,004	7,896	7,949	8,025	7,978	8,231	7,835	7,613
もやせるごみ	5,714	5,852	5,961	6,048	6,032	6,073	6,067	6,035	5,900	5,694
もやせないごみ	442	491	470	368	377	364	370	556	370	357
資源ごみ	1,209	1,115	1,051	990	1,001	1,064	1,051	1,217	1,184	1,161
粗大ごみ	119	158	159	144	165	167	196	212	202	226
危険ごみ	16	15	19	17	18	20	19	22	20	21
集団資源回収	340	352	344	329	356	337	275	189	159	154

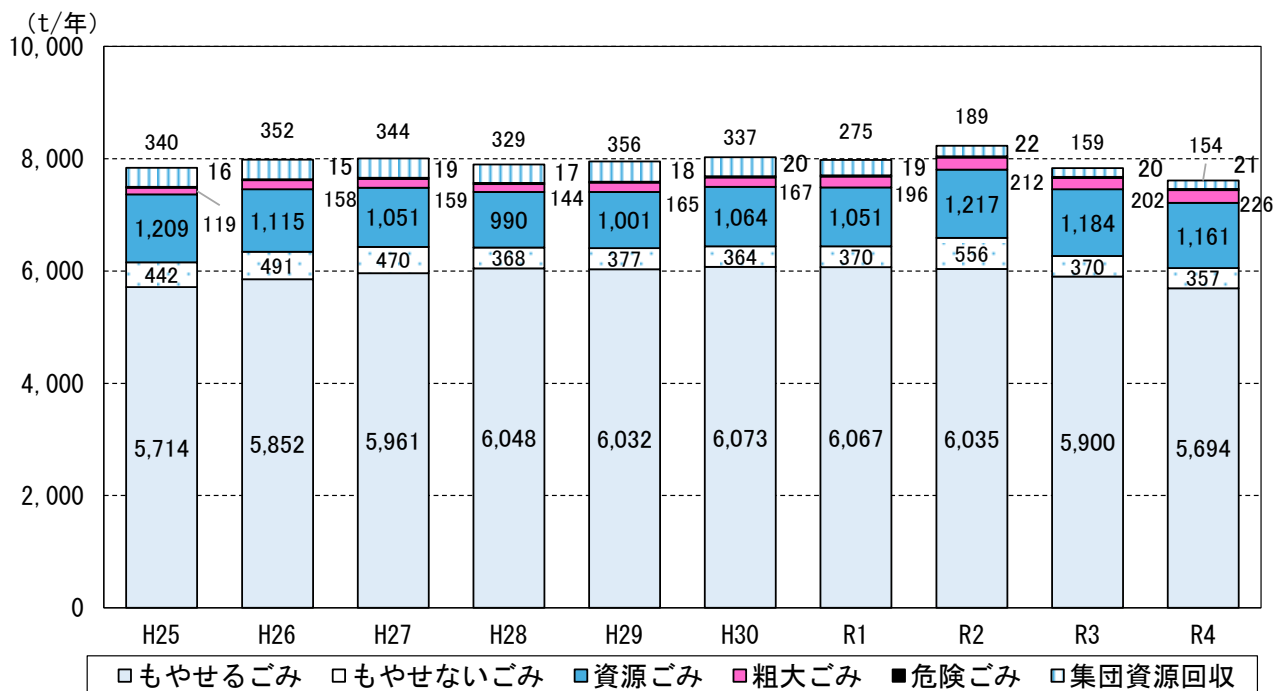


図 5 生活系ごみ排出量の実績

(4) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の実績を表 4 及び図 6 に示します。

令和 4 年度における事業系ごみ排出量は、年間 2,875 t となっており、平成 25 年度以降減少傾向にあります。

表 4 事業系ごみ排出量の実績

(単位：t/年)

	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
事業系ごみ排出量	3,992	3,858	3,747	3,726	3,591	3,429	3,020	2,900	3,056	2,875
もやせるごみ	3,920	3,750	3,641	3,610	3,501	3,359	2,927	2,737	2,858	2,671
もやせないごみ	53	59	62	65	49	41	57	99	142	155
資源ごみ	19	26	20	19	17	13	15	0	0	0
粗大ごみ	0	23	24	32	24	16	21	64	56	49

※事業系資源ごみの一部は、直接搬入時に生活系資源ごみと仕分けることが難しいことから、過少になっている。

(t/年)

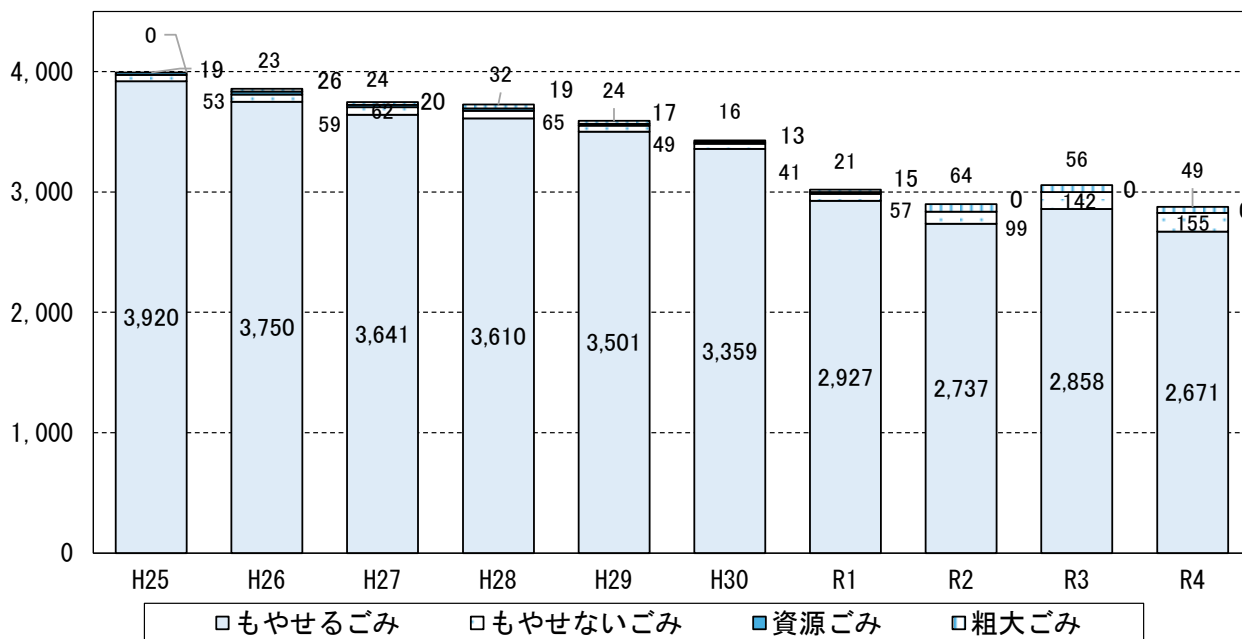


図 6 事業系ごみ排出量の実績

(5) 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量を図7に示します。

令和4年度のごみ排出量は846g（生活系614g、事業系232g）であり、平成25年度以降増加傾向にありましたが、令和3年度に減少に転じています。

本市の1人1日当たりのごみ排出量と全国及び福島県の平均値との比較結果を図8に示します。本市の1人1日当たりのごみ排出量は、いずれの年度においても全国平均及び福島県平均を下回っています。

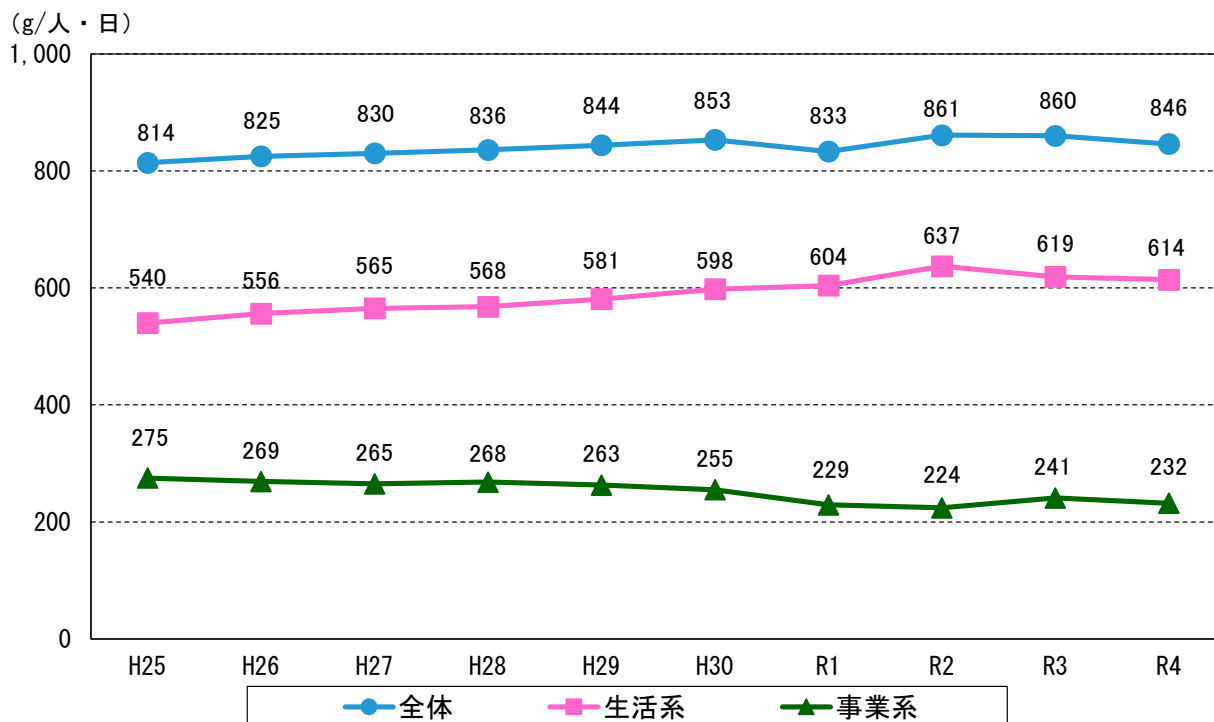
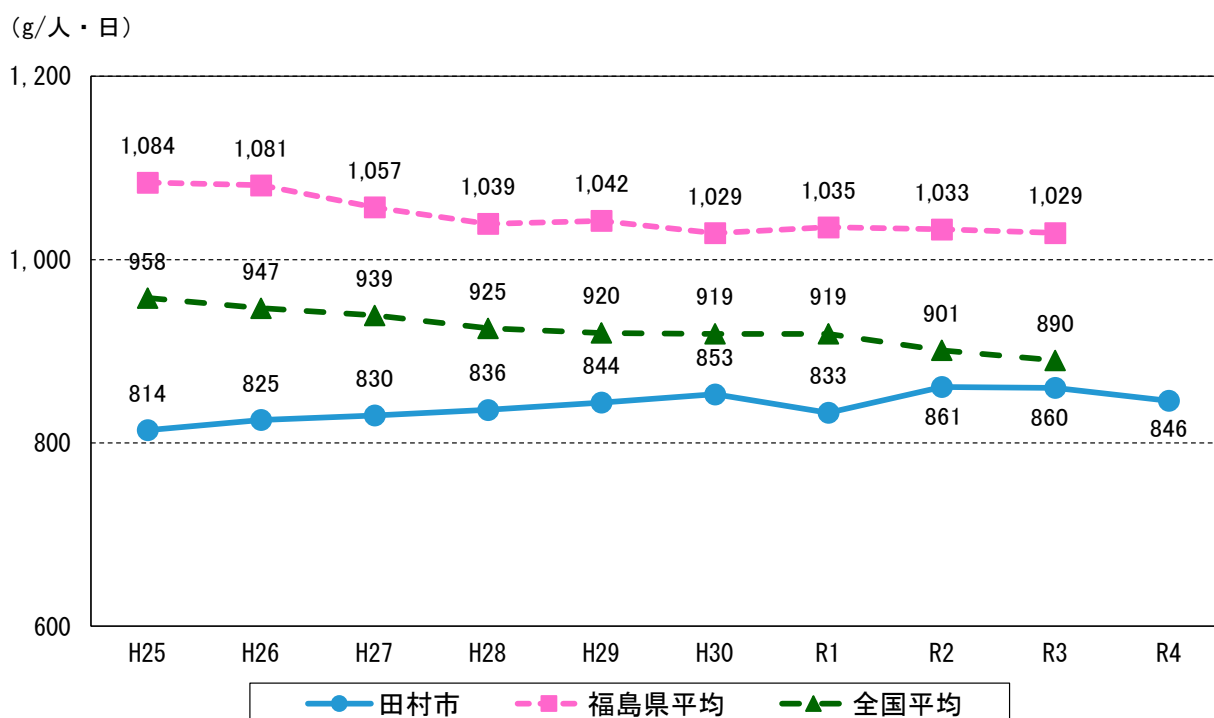


図7 1人1日当たりのごみ排出量の実績



※福島県平均・全国平均は一般廃棄物処理実態調査（環境省）より

図8 福島県、全国との1人1日当たりのごみ排出量の比較

### 3) 資源化

#### (1) 資源化量及びリサイクル率

資源化量及びリサイクル率の実績を表 5 及び図 9 に示します。

リサイクル率は令和 3 年度以降大幅に減少し、令和 4 年度において 13.5% となっています。これは、令和 2 年度に田村西部環境センターの灰溶融施設が運転を終了したことに伴う、焼却灰のスラグ化による資源化量減少の影響によるものです。

表 5 資源化量及びリサイクル率の実績

	単位	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
資源化量	t/年	2,344	2,180	2,095	1,998	2,014	2,393	2,390	2,320	1,446	1,415
直接資源化量	t/年	1,225	1,130	1,070	1,007	1,019	1,084	1,070	1,239	1,204	1,182
資源ごみ量	t/年	1,209	1,115	1,051	990	1,001	1,064	1,051	1,217	1,184	1,161
かん類	t/年	117	112	109	98	105	111	106	179	162	156
ペットボトル	t/年	87	83	73	70	69	70	67	76	80	80
びん類	t/年	339	329	326	289	278	271	264	275	275	271
容器包装プラスチック類	t/年	212	203	201	210	209	215	212	214	218	215
紙類	t/年	454	388	342	323	340	397	402	473	449	439
危険ごみ量	t/年	16	15	19	17	18	20	19	22	20	21
中間処理後再生利用量	t/年	779	698	681	662	639	972	1,045	892	83	79
溶融スラグ量	t/年	563	484	488	472	470	775	849	786	0	0
資源物量（金属類）	t/年	216	214	193	190	169	197	196	106	83	79
集団資源回収	t/年	340	352	344	329	356	337	275	189	159	154
リサイクル率	%	19.8	18.4	17.8	17.2	17.5	20.9	21.7	20.8	13.3	13.5

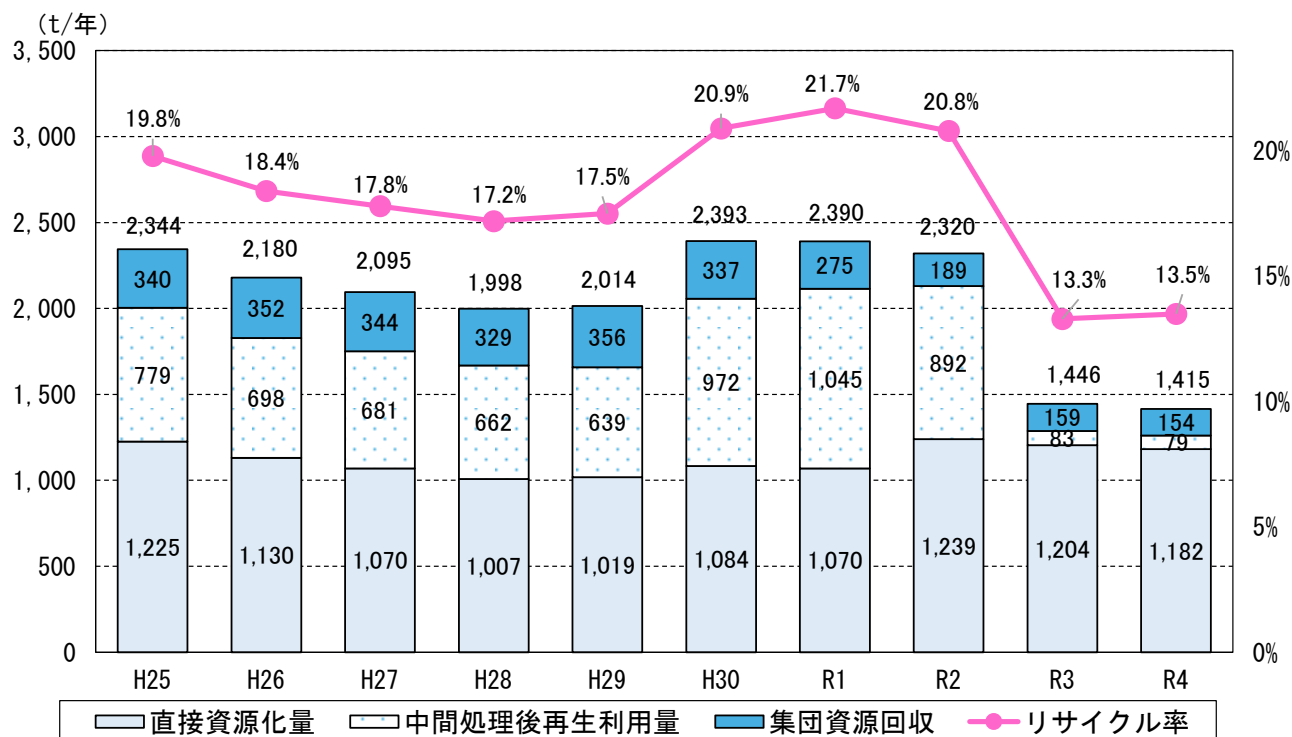


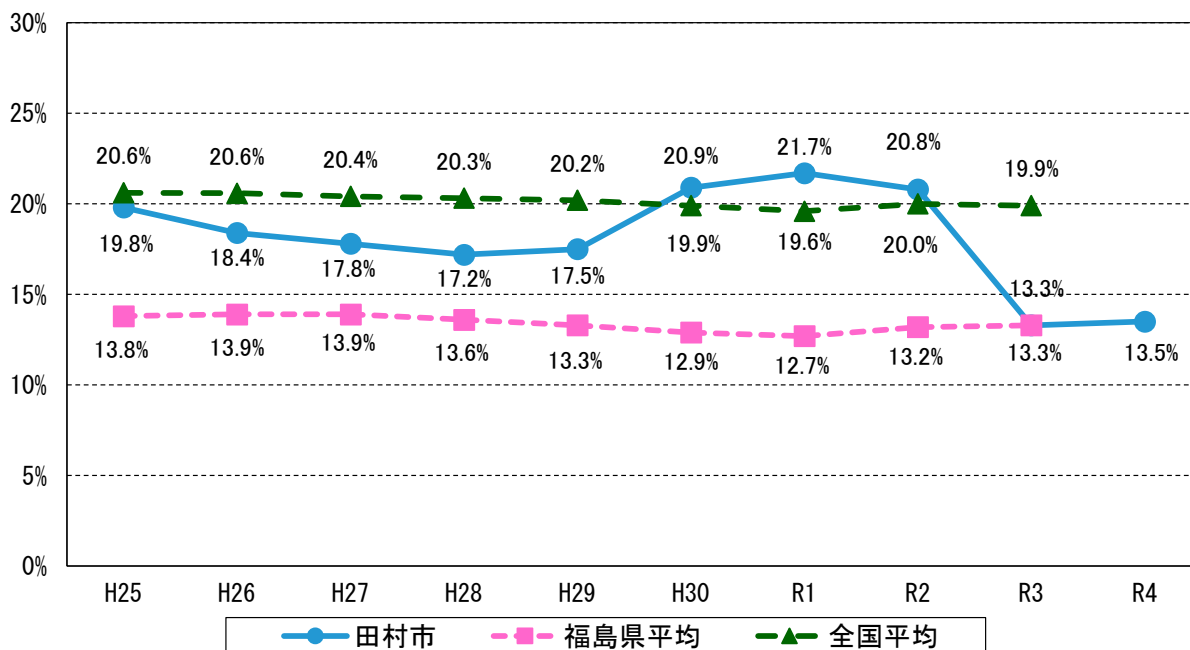
図 9 資源化量及びリサイクル率の実績



(2) 福島県、全国とのリサイクル率の比較

福島県、全国とのリサイクル率の比較結果を図 10 に示します。

本市のリサイクル率は、平成 29 年度までは全国の平均値を下回っており、平成 30 年度に全国の平均値を上回りますが、令和 3 年度に再び下回っています。また、令和 2 年度までは福島県の平均値を上回っていましたが、令和 3 年度は福島県の平均値と同値になっています。



※福島県平均・全国平均は一般廃棄物処理実態調査（環境省）より

図 10 福島県、全国とのリサイクル率の比較

#### 4) 収集・運搬

ごみの分別区分及び収集体制を表 6 に示します。

現在、生活系ごみは委託業者による収集又は直接搬入、事業系ごみは許可業者による搬入又は直接搬入となっています。本市では、ごみの排出量に応じた費用負担という観点から指定袋によるごみ処理手数料の有料化を行っています。また、粗大ごみ及び特定家庭用機器においても、ごみ処理手数料を徴収しています。

表 6 ごみの分別区分、収集体制（令和 5 年度）

分別区分		品目	収集回数	収集方式	収集主体	処理手数料	
生活系ごみ	もやせるごみ	生ごみ、草木類、革製品、ゴム製品、紙おむつ、汚れのあるプラスチック類	週 2 回	ステーション回収 又は直接搬入	委託又は個人	指定袋	
	もやせないごみ	金属類、小型家電製品（炊飯器、掃除機等）、油や化粧用のびん等	月 1 回	ステーション回収 又は直接搬入	委託又は個人	指定袋	
	資源ごみ	かん類	主に飲料用のスチール・アルミかん	月 1 回	ステーション回収 又は直接搬入	委託又は個人	指定袋
		ペットボトル	飲料用ペットボトル、調味料容器ペットボトル	月 1 回			
		びん類	主に飲料用の無色透明、茶色、その他びん	月 1 回			
		容器包装プラスチック類	容器包装プラスチック類（トレイ類、発泡スチロール等）	週 1 回			
		紙類	新聞紙、雑誌、ダンボール、紙製容器、牛乳等の紙パック	月 1 回			
	小型家電	家庭用電化製品、小型電子機器（携帯電話等）	—	拠点回収	個人	—	
	廃食用油	使用済みの食用油	—	拠点回収	個人	—	
	危険ごみ	乾電池、蛍光灯、卓上ガスボンベ、スプレーかん、水銀入りの体温計、使い捨てライター	月 1 回	ステーション回収 又は直接搬入	委託又は個人	指定袋	
粗大ごみ	指定ごみ袋に入らないもの	—	直接搬入	個人	100 円/10kg		
特定家庭用機器	家電リサイクル法の家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）	—	直接搬入	個人	1,300 円/個		
事業系ごみ	特定家庭用機器以外	特定家庭用機器（生活系ごみの品目に準ずる）以外	—	直接搬入	許可又は事業者	100 円/10kg	
	特定家庭用機器	特定家庭用機器（生活系ごみの品目に準ずる）	—	直接搬入	許可又は事業者	1,300 円/個	

## 5) 中間処理

### (1) 中間処理施設の概要

#### ア たむらクリーンセンター

たむらクリーンセンターの概要を表 7 に示します。

たむらクリーンセンターでは、もやせるごみの焼却処理、もやせないごみ・粗大ごみの破砕処理、資源物の保管を行っています。

もやせるごみの焼却処理は、現在、本市のたむらクリーンセンター及び三春町の田村西部環境センターにおいて行っていますが、令和 8 年度のたむらクリーンセンターの基幹的設備改良工事完了後は、田村西部環境センターでの焼却処理を廃止し、全て本市所有の施設での処理を行う予定です。

表 7 たむらクリーンセンターの概要

施設名称	たむらクリーンセンター（旧：田村東部環境センター） ※令和7年度末をもって基幹的設備改良工事が完了予定	
所在地	福島県田村市滝根町広瀬字矢大臣48番地29	
敷地面積	8,544.26㎡	
供用開始年月	平成8年4月	
焼却施設	処理対象	もやせるごみ、ごみ処理残渣
	処理能力	32.9 t / 9 h (16.45 t × 2炉)
	処理方式	間欠燃焼（バッチ）式・ストーカ炉
粗大ごみ 処理施設	処理対象	粗大ごみ、もやせないごみ
	処理能力	9 t / 5 h
	処理内容	破砕・選別
保管施設	保管対象	かん類、びん類、紙類、ペットボトル、容器包装プラスチック類
	屋内面積	99 m <sup>2</sup>
	屋外面積	204 m <sup>2</sup>

※令和 5 年 4 月 1 日付で田村広域行政組合から田村市に移管

#### イ たむらリサイクルプラザ

たむらリサイクルプラザの概要を表 8 に示します。

たむらリサイクルプラザでは、かん類、ペットボトル、容器包装プラスチック類の選別、圧縮梱包、その他の資源物、もやせないごみ、粗大ごみの保管を行っています。選別処理後の可燃残渣はたむらクリーンセンターのごみ焼却施設において焼却処理されています。

なお、たむらリサイクルプラザで選別処理したペットボトル及び容器包装プラスチック類は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に出荷し、リサイクルされます。

表 8 たむらリサイクルプラザの概要

施設名称	たむらリサイクルプラザ	
所在地	福島県田村市船引町大倉字後田43番地	
供用開始年月	令和6年2月	
選別施設	処理対象	かん類、容器包装プラスチック類、ペットボトル
	処理能力	かん類：1.1 t/日 容器包装プラスチック類：2.8 t/日 ペットボトル：1.9 t/日
	処理内容	選別、圧縮梱包
保管施設	保管対象	かん類、びん類、紙類、ペットボトル、容器包装プラスチック類、粗大ごみ、もやせないごみ
	屋内面積	1,131 m <sup>2</sup>
	屋外面積	11,180 m <sup>2</sup>

(2) ごみ処理量

ごみ処理の実績を図 11 に示します。

令和 4 年度における直接焼却量は年間 8,365 t、焼却以外の中間処理量は年間 787 t、直接資源化量は年間 1,182 t となっています。

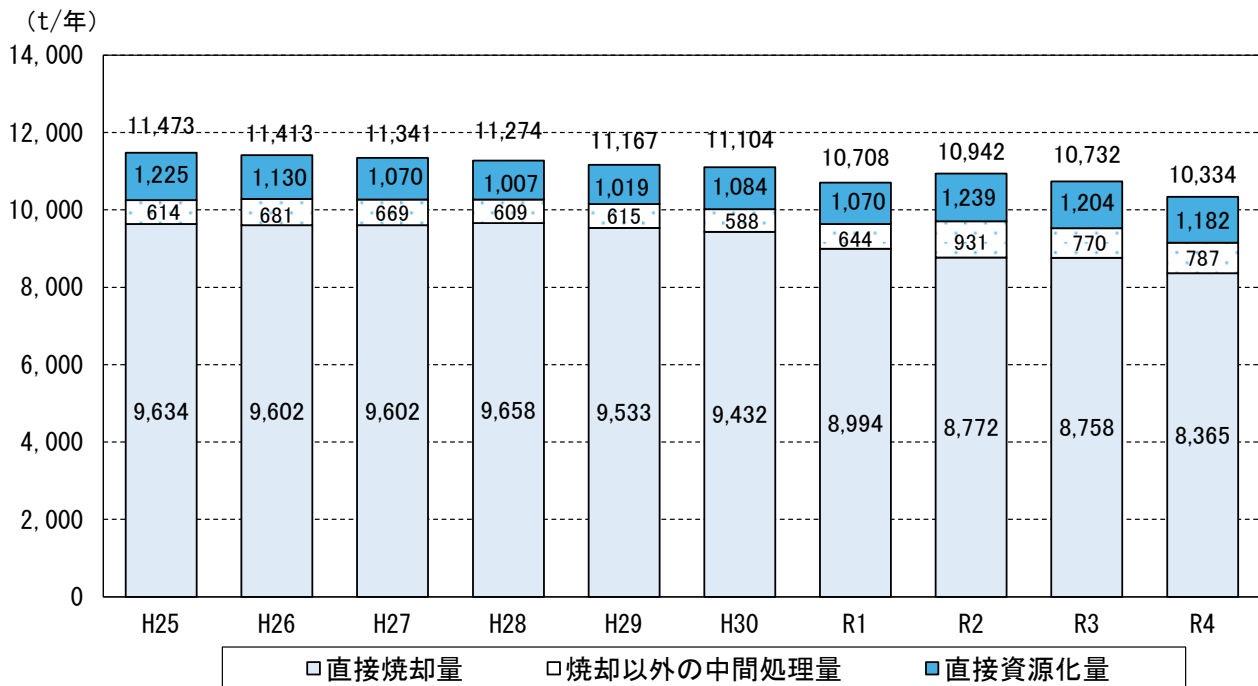


図 11 ごみ処理量の実績

## 6) 最終処分

### (1) 最終処分場の概要

最終処分場の施設概要を表 9 及び表 10 に示します。

たむら一般廃棄物最終処分場では、中間処理施設から発生する飛灰、不燃残渣を埋立処分していましたが、東日本大震災以降、放射性物質が含まれている飛灰は外部処理を行っており、現在は不燃残渣のみを埋立処分しています。

田村市船引一般廃棄物最終処分場では、汚泥、草、災害ごみを埋立処分しています。

表 9 たむら一般廃棄物最終処分場の概要

施設名称	たむら一般廃棄物最終処分場（旧：田村広域一般廃棄物最終処分場）
所在地	福島県田村市常葉町西向字池ノ入1番地1
供用開始年月	平成19年4月
処分対象	焼却灰（飛灰）、破碎不燃残渣
埋立面積	2,490 m <sup>2</sup>
埋立容量	12,575 m <sup>3</sup>
残余容量	6,324m <sup>3</sup> （令和4年度末）
水処理能力	3.3 m <sup>3</sup> /日

※令和5年4月1日付で田村広域行政組合から田村市に移管

表 10 田村市船引一般廃棄物最終処分場の概要

施設名称	田村市船引一般廃棄物最終処分場
所在地	福島県田村市船引町大倉字後田43番地
供用開始年月	昭和60年4月
処分対象	汚泥、草、災害ごみ
埋立面積	5,400 m <sup>2</sup>
埋立容量	29,833 m <sup>3</sup>
残余容量	557m <sup>3</sup> （令和4年度末）
水処理能力	43 m <sup>3</sup> /日

### (2) 最終処分量

最終処分量及び1人1日当たりの最終処分量については、現在実績を精査中です。

## 7) ごみ処理に関する経費

本市におけるごみ処理に関する経費の推移を表 11、表 12、図 12 及び図 13 に示します。

令和 4 年度における 1 人当たりの経費は 16,665 円、ごみ 1 t 当たりの経費は 53,964 円となっています。

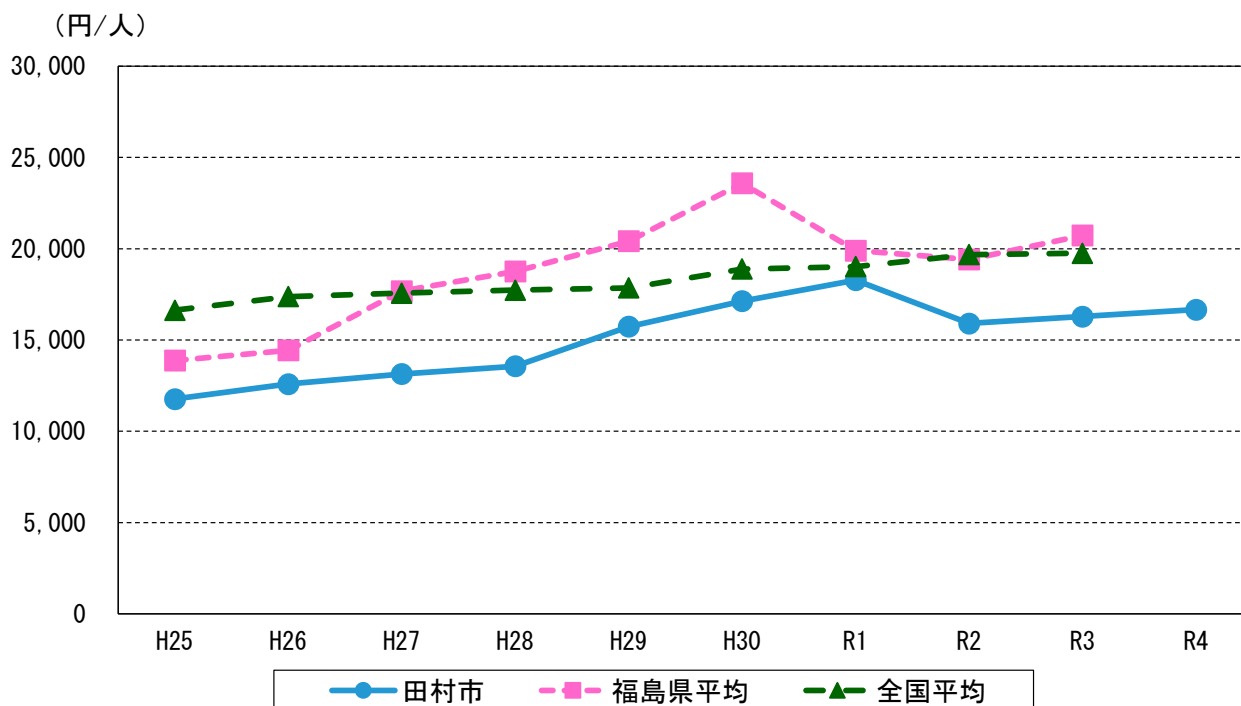
平成 3 年度における 1 人当たりの経費とごみ 1 t 当たりの経費は、いずれも全国の平均値及び福島県の平均値を下回っていますが、いずれも増加傾向にあります。

表 11 1 人当たりの経費の推移

(単位:円/人)

項目	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	
1人当たり のごみ処理 経費	田村市	11,769	12,589	13,135	13,563	15,731	17,128	18,277	15,903	16,282	16,665
	福島県平均	13,878	14,435	17,678	18,755	20,412	23,585	19,894	19,415	20,730	—
	全国平均	16,628	17,376	17,564	17,727	17,853	18,888	19,021	19,674	19,754	—

※福島県平均・全国平均は一般廃棄物処理実態調査（環境省）より



※福島県平均・全国平均は一般廃棄物処理実態調査（環境省）より

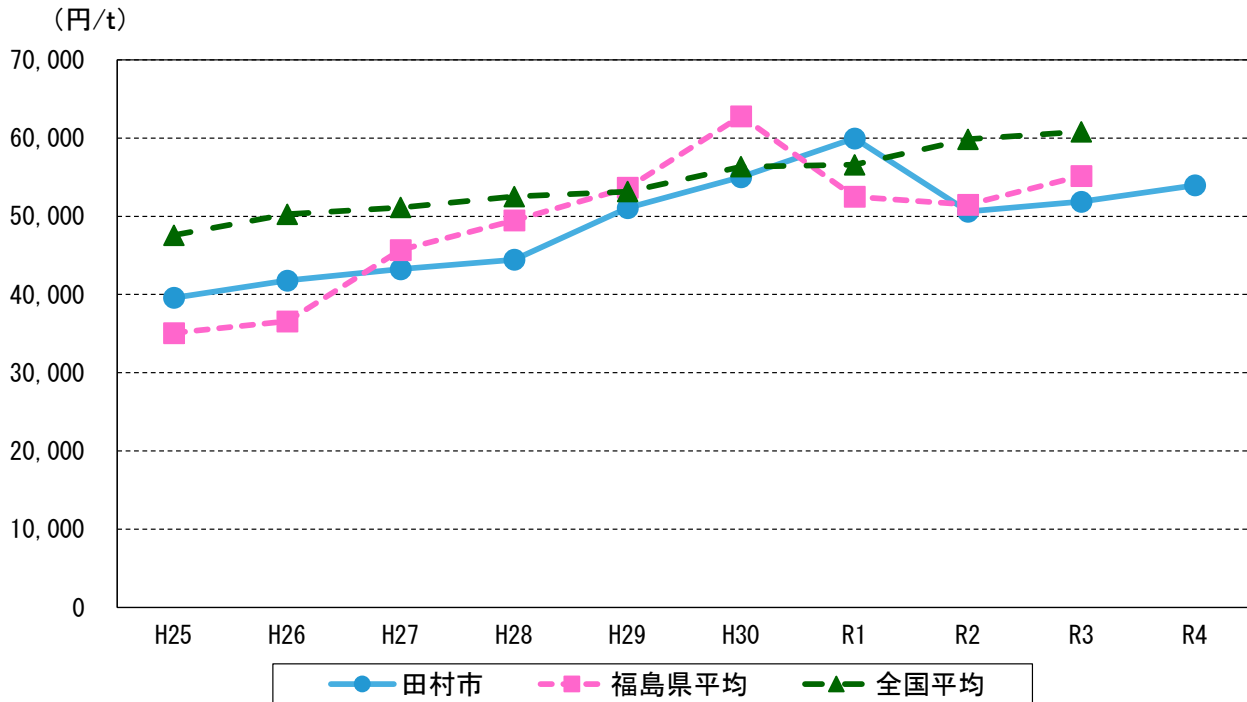
図 12 福島県、全国との 1 人当たりの経費の推移 (国・県との比較)

表 12 ごみ 1 t 当たりの経費の推移

(単位:円/t)

項目	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	
ごみt当たり のごみ処理 経費	田村市	39,594	41,787	43,244	44,456	51,064	55,019	59,957	50,614	51,867	53,964
	福島県平均	35,075	36,585	45,697	49,471	53,653	62,802	52,506	51,489	55,175	—
	全国平均	47,577	50,257	51,133	52,530	53,161	56,336	56,580	59,839	60,811	—

※福島県平均・全国平均は一般廃棄物処理実態調査（環境省）より



※福島県平均・全国平均は一般廃棄物処理実態調査（環境省）より

図 13 福島県、全国とのごみ 1 t 当たりの経費の推移

## 2. ごみ処理の評価

前回計画における目標値の達成状況を表 13 に示します。

1 人 1 日のあたりのごみ排出量、リサイクル率、最終処分量の中間目標及び計画目標のいずれも達成できませんでした。

また、溶融スラグを資源化しない場合の目標値では、最終処分量の目標値は達成できていますが、リサイクル率は達成できませんでした。

表 13 前回計画の達成状況等

区分		令和 4 年度 の達成状況	前回計画の目標	
			中間目標年度 (令和 4 年度)	計画目標年度 (令和 12 年度)
ごみの 減量化・ 資源化	1 人 1 日のあたりのご み排出量	846g/人・日	718g/人・日	600g/人・日
	リサイクル率 <sup>※1</sup> (溶融スラグを除く)	13.5%	23.0% (19.0%)	28.6% (24.8%)
	最終処分量 <sup>※2</sup> (溶融スラグを含む)	(精査中)	492t/年 (841t/年)	310t/年 (538t/年)

※1 リサイクル率の前計画の目標値について、令和 2 年度の灰溶融施設の運転終了に伴い、本市では溶融スラグの資源化が実施できていないことから、前計画の目標値に対して、溶融スラグを資源化しなかった場合の目標値を ( ) 内に示す。

※2 最終処分量の前計画の目標値について、令和 2 年度の灰溶融施設の運転終了に伴い、本市では焼却灰を埋立処分していることから、前計画の目標値に対して、溶融スラグを埋立処分した場合の目標値を ( ) 内に示す。



### 3. ごみ処理の課題

各段階におけるごみ処理上の課題を以下にとりまとめます。

#### 1) ごみの減量化・資源化

本市の生活系ごみ及び事業系ごみを含めた1人1日当たりのごみ排出量は、令和4年度で846g/人・日（集団回収量含む）となっており、前回計画の目標（中間目標（令和4年度：718g/人・日、計画目標（令和12年度）：600g/人・日）を達成しませんでした。

リサイクル率は、令和2年度の灰溶融施設の運転終了により、焼却灰のスラグ化が廃止されたことから大幅に減少し、令和4年度で13.5%となっており、前回計画の目標（中間目標（令和4年度：22.4%、計画目標（令和12年度）：28.6%）を大幅に下回っています。

ごみの減量化・資源化を推進していくためには、もやせるごみに含まれる紙類（全体量の約5割、ごみ質分析結果より）及びたむらリサイクルプラザで処理を行う容器包装プラスチック類、ペットボトルの分別排出の促進やプラスチック資源循環促進法への対応について検討する必要があります。

#### 2) 収集・運搬

令和7年度末にたむらクリーンセンター基幹的設備改良工事が竣工予定であり、竣工後は市内から発生するもやせるごみを、全てたむらクリーンセンターで処理する予定であることから、令和8年度の集約に向けた収集・運搬体制を確立していく必要があります。

また、生活スタイルの変化によりごみの発生量も変わってきていることから、変化に合わせた収集体制とするよう改善を行っていく必要があります。

#### 3) 中間処理

田村広域行政組合の解散に伴い、本市に移管されたたむらクリーンセンターについては、現在、田村市と小野町のもやせるごみの全量を処理することを目的として、基幹的設備改良工事を実施しており、令和7年度末の竣工に向けて、もやせるごみの安定的な処理及び効率的な運営が行えるよう検討する必要があります。

また、令和6年2月に供用開始予定であるたむらリサイクルプラザについても、効率的な運営を検討する必要があります。

#### 4) 最終処分

東日本大震災以降、放射性物質が含まれている飛灰の搬入ができないため、令和6年3月時点でたむら一般廃棄物最終処分場へ搬入しているごみは、粗大ごみ・もやせないごみ等の選別処理後に発生する不燃残渣のみとなっています。そのため、今後は効率的な最終処分場の運営方法を検討する必要があります。

併せて、田村市船引一般廃棄物最終処分場については、引き続き適正な管理を継続していく必要があります。